

令和 6 年度被措置児童等虐待の状況について

児童福祉法第 33 条の 16 及び児童福祉法施行規則第 36 条の 30 の規定により、令和 6 年度において対応した被措置児童等の状況について報告します。

1 虐待案件受理の状況

通告受理件数	調査結果	
	虐待該当	非該当
1 件	1 件	0 件

通告受理案件について関係施設等を訪問し、施設職員からの聞き取り調査等を実施しました。調査結果を児童福祉法第 33 条の 15 第 2 項の規定に基づき福島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会に報告し、同審議会の意見を踏まえて被措置児童等虐待に該当すると判断し、当該施設に対して再発防止対策の徹底について指導しました。

2 被措置児童等虐待の状況

施設種別
社会的養護関係施設
1 件

職員等の職種
施設職員
1 件

県が講じた措置
改善指導（文書）
1 件